

第3回 行財政改革委員会 議事録

日 時 平成18年3月30日(木) 午後2時05分 ~ 午後4時20分

場 所 いさご会館4階第6・7会議室

出席者 委員 井上委員、大木委員、小川委員、加藤委員、見目委員、辻委員
中島委員、長澤委員、野地委員、野村委員、八木委員

市 側 阿部市長、砂田副市長、北條教育長、曾禰総務局長、三浦総合企画局長、
中田財政局長、長谷川人事部長、木村都市経営部長、秀嶋財政部長、
山崎行財政改革室長、小林財政課長

事務局 大和行財政改革室主幹、石渡行財政改革室主幹

議 題 1 「川崎市集中改革プラン」について
2 平成18年度川崎市予算について
3 その他

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 0名

議事

大和行財政改革室主幹

定刻でございます。ただいまから、平成17年度第3回行財政改革委員会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます総務局行財政改革室の大和と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、幾つか事務連絡をさせていただきます。失礼して座らせていただ

きます。

まず、本日の委員会は前回と同様、公開とさせていただいております。マスコミの方々の取材を許可しておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

また、速記業者の方に議事録の作成を委託しておりまして、会議場内に同席させていただいておりますので、併せてご了承いただきたいと存じます。

次に、本日の委員会の出欠状況でございますが、岩崎委員から所用により欠席の旨、また加藤委員、小川委員から遅れるということでご連絡をいただいております。

次に、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、お手元の資料一覧にございますとおり、「川崎市集中改革プラン」の冊子、「平成18年度川崎市予算について」の冊子、以上は事前に送付をさせていただいておりますが、本日はお持ちいただいておりますでしょうか。続きまして資料1として、(仮称)川崎市集中改革プラン(素案)に対する市民意見募集の結果について、資料2として「川崎市集中改革プラン」素案からの主な変更点でございます。さらに行財政改革の関連記事と、前回の委員会の会議録並びに各公営企業の中期経営計画を別途配付させていただいております。

資料の不備などございましたらお申し出いただきたいと存じます。よろしいでしょうか。それでは、まず初めに阿部市長から皆様にごあいさつを申し上げます。

阿部市長

今日は、皆様、大変お忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。市長の阿部でございます。

平成17年度第3回の行財政改革委員会の開催でございますが、今年度はこれで最後ということになるわけでございます。皆様方におかれましては、大変お忙しい中をご出席賜りまして、重ねて厚く御礼申し上げたいと思います。

本日用意いたしました議題は2つございます。1つは、「川崎市集中改革プラン」でございます。これにつきましては、前回の委員会において皆様方からいただいたご意見を踏まえまして、また新しいメッセージなども盛り込みながら成案として取りまとめたのでご報告をさせていただきたいと思います。なお、改革プランの前提となっております市の行革プランでありますとか、総合計画について、この委員会で十分に新しい委員の方々にご説明してなかった点がございまして、若干議論が手戻りになった部分がございますけれども、そういったところもできるだけ分かりやすくなるように、工夫を凝らして

新たな資料をつくってございますので、よろしく申し上げます。

2つ目は、平成18年度の予算でございます。平成18年度予算につきましては、「第2次行財政改革プラン」及び「新総合計画・川崎再生フロンティアプラン」の2カ年目の予算といたしまして、行財政改革による取組を確実に反映させること、また新総合計画にかかわる計画事業の一層の実現を図ること、3番目として、自治基本条例に基づく市民本位のまちづくりに向けた取組を推進すること、この3点を基本に編成いたしております。全体のベースとなっているのは新総合計画でございますけれども、そのうちの当面の重要な施策等々について盛り込んであるということでございますので、予算の総枠等々については年度によって増減がございますので、単純に前年度比多い少ないで議論できないということだけ注意をしていただきたいと、このように思います。

それから、その中で特に1番目の改革の取組の反映につきましては、最優先課題であります行政体制の再整備について、3年間で約1,000人の削減の目標達成に向けて事務事業の徹底的な見直し等により、職員数削減を図るとともに、公の施設については指定管理者制度を導入するなどにより、行財政改革を強力に進めることといたしております。さらに、これまで危機的な財政状況の中で、過去のいわゆる負の遺産の整理に精力を傾げざるを得なかったわけでございます。また、職員の削減や民間活力の導入などにより生じた財源も、三位一体改革等に伴う歳入の減少、歳入不足に充当せざるを得ないというような状況がございましたけれども、今後は小児医療費助成事業の拡充など、個々の成果を具体的な形で市民に還元できるよう努めてまいりたいと思っております。

平成18年度予算は、これら改革の取組と新総合計画の実現に向けた取組、自治基本条例に基づく市民本位のまちづくりに向けた取組を一体で推進し、川崎再生の姿を具体化するという意味を込めて「かわさき再生テイクオフ予算」と命名しまして、活力と潤いのある「元気都市かわさき」の実現に努めていくことといたしております。

詳しくは後ほど事務方から説明があると思っておりますので、本日は皆様方の忌憚のないご意見を頂戴いたしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

大和行財政改革室主幹

それでは、議事に入らせていただきたいと存じます。ここからは座長に議事進行をお願いしたいと存じます。辻座長、よろしくお願い申し上げます。

辻座長

それでは、次第に従いまして進めていきたいと思えます。まず最初に、前回の委員会の議事録についてですが、あらかじめ事務局から委員の皆様へ送付してご確認をお願いしております。既に幾つかのご指摘をいただきまして、それを反映したものを本日お手元に配付しております。よろしければ、これで事務局に公開の手続きを進めていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、事務局の方、よろしく申し上げます。

それでは、本題に入ります。

今日は市長の方からも説明がありましたが、前回、皆さんから議論をいただきました「川崎市集中改革プラン」について改正したものを、変更したものをまず説明してもらおうというふうに思います。それを皆さんで確認していただいて、それを踏まえまして、議題2として、18年度の川崎市の予算について、これも改めて説明をお伺いしまして、来年度のこの委員会の審議にも合わせて、皆さんの方から今の時点でご意見をいただければというふうに思います。

それでは、事務局、よろしく申し上げます。

石渡行財政改革室主幹

総務局行財政改革室の石渡でございます。失礼して座らせていただきます。

それでは、「川崎市集中改革プラン」につきましてご説明させていただきます。本プランにつきましては、素案として2月1日に市議会総務委員会で報告した後、2月3日の第2回の当委員会におきまして、委員の皆様のご意見をお伺いするとともに、2月6日に市のホームページに掲載いたしまして、インターネット、ファクス、郵送などにより、市民の皆様からのご意見を3月5日まで募集いたしました。これらの意見を踏まえまして成案となったものが、本日配付してございますプランでございます。

それでは、まず市民意見についてご紹介いたしますので、お手元にお配りしてごさいます資料1、「(仮称)川崎市集中改革プラン」(素案)に対する意見募集の結果について御覧いただきたいと存じます。意見は3件ございました。1件目は、スケートパークの建設について、2件目は地下鉄工事の中止について、3件目は横浜市の合併、連携について

でございました。3件とも本プラン修正への直接的な意見とは思われませんが、これらの意見に対する市の考え方を右の欄に掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

次に、資料2、「川崎市集中改革プラン」素案からの主な変更点を御覧ください。これにつきましては、さきの当委員会のご意見などを踏まえまして、プランの主な修正箇所を掲載しております。さきの委員会での皆様の御意見では、このプランに対する市長のメッセージや、新総合計画と第2次改革プランとの関係を明らかにしたイメージ図の活用、専門的で分かりにくい分野、特に給料関係及び財政関係における注釈の挿入などを、市民に分かりやすくすることが求められていたと思われまますので、このような観点から若干の修正をさせていただきましたので、修正箇所につきましては、順を追って簡単にご説明させていただきます。

それでは、冊子「川崎市集中改革プラン」を御覧ください。表紙をおめくりいただきますと、「はじめに」という項目を新たに設けまして、市長のメッセージを掲載いたしました。この中で、まずこれまでの行財政改革の取組を、次に改革によって目指す今後の川崎再生の姿を具体的に示した新総合計画との関係を、次に、第2次改革プランと集中改革プランの位置づけを掲載した後、最後に行財政改革に取り組む市長の決意を掲載いたしました。

次の「目次」に引き続き、1、2ページにつきましては若干の文言の整理をいたしました。

3ページを御覧いただきたいと思います。「新総合計画・川崎再生フロンティアプラン」及び「第2次川崎市行財政改革プラン」と「川崎市集中改革プラン」の関係を、イメージ図を新たに挿入いたしました。この図は、フロンティアプランと第2次改革プランは、相互に連携を図りながら策定したものであり、縦軸と横軸の関係で表現しております。そして、集中改革プランは、第2次改革プランの3本柱の1つである行政体制の再整備を中心に、国の新行革指針に合わせるとともに、取組期間を2年間踏襲、延長し策定したことをあらわしております。

次に、4ページ、「1 効率的な職員配置の推進」の項目に参りまして、中段の「平成17年度以降の取組目標」の5行目でございます。なお書きの部分につきましては、国の地方公共団体の純減目標数値4.6%というものを参考に記載いたしました。

また、下段には委員からのご指摘がございました今後の区役所改革の方向性について記

載いたしました。

次に5ページに参りまして、上段につきましては文言の整理をするとともに、今後の目標欄につきましては、素案の段階では人数調整中としておりましたが、成案においても素案のままとし、予定人数には変更はございません。また、点線の枠内につきましては、国の定員数の把握と本市の職員数の把握が若干異なっておりますことから、新たに挿入したものでございますが、国は再任用短時間職員の数を、勤務時間が少ないということでカウントしておりませんが、本市の場合はたとえ勤務時間が短くても職員数として把握しており、このため、この人数分だけ国の公表数字より多い職員数となっております。したがって、点線内の表のとおり、他の自治体との比較を行う際には、この人数を差し引いた数字で行うこととなりますので、例えば平成17年4月の職員数は1万4,833人となります。

次に、7ページを御覧ください。委員のご指摘にもございましたように、給料制度の部分につきましては、専門的な用語が多くありますことから、給料表の注1から特殊勤務手当の注8までを次ページに注釈を入れ、市民の方々にも分かりやすく解説いたしました。

次にページが飛びますが、12ページを御覧いただきたいと思います。「その他民間委託等の推進」の項目でございますが、素案におきましては、「平成17年度以降の取組目標」の下段に市場化テストという表現がございましたが、先日、国において競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案が示され、この法案の趣旨に合わせるため文言を修正するとともに、本市といたしましても、この成果を踏まえて、最適な民間委託手法を構築していくこととしております。

また、次の13ページでございます、9、学校用務の項目につきましては、平成18年度に3校を委託化する予定でございますので、その文言を加えました。

次に、ページが飛びまして16ページ、「公営企業の健全化の推進」でございますが、素案から成案に伴い文言を若干修正させていただきました。

次に18ページでございます。「財政健全化への取組」の項目における財政用語につきましても、専門的な用語が多うございますので、注1から注4までを次ページに注釈を入れるとともに、次の20ページから21ページの財政フレームの項目につきましても注釈を入れ、市民の皆様に分かりやすく修正したところでございます。なお、このページ以降の参考として掲載してございます「『第1次改革プラン』に基づく3年間の主な取組実績」につきましては変更はございません。

以上、プラン素案との変更点を中心に「川崎市集中改革プラン」のご説明をさせていただきましたが、このプランにつきましては、本日付で成案としてホームページに掲載するなど、市民の皆様公表させていただく予定となっておりますので、よろしく願いいたします。集中改革プランのご説明は以上でございます。

小林財政課長

続きまして、平成18年度川崎市予算についてご説明をさせていただきます。財政課長の小林でございます。よろしく願いいたします。

お手元の資料「平成18年度川崎市予算について」という資料に従いましてご説明させていただきますたいと存じます。表紙をおめくりください。

平成18年度予算の考え方を記載してございますが、先ほど阿部市長のごあいさつの中でも触れさせていただいておりますので、中身につきましては、ここでは省略をさせていただきますたいと存じますが、ポイントとなりますのは、先ほど市長の方からご説明がありました、中段の行財政改革による取組を確実に予算に反映させたこと、中段で「新総合計画・川崎再生フロンティアプラン」に掲げる計画事業の一層の実現を図ったこと、自治基本条例に基づく市民本位のまちづくりに向けた取組を推進したこと、以上がポイントというふうに考えてございます。

それでは、2枚おめくりいただきます。1ページ目でございます。予算案の概要でございますが、平成18年度の予算編成は、国の緩やかな景気回復を反映し、本市においても市税収入にやや明るさが見え、4.0%の増収となるものの、公債費の大幅な増嵩などから、減債基金からの借入れを余儀なくされるなど、厳しい予算編成となりました。ということで総括をさせていただいておりますが、こうした中にありましても新総合計画に掲げる計画事業の一層の実現、市民サービスの向上を目指してメリ張りのある予算配分とさせていただいたところでございます。

以下に、重点的に取り組む事業について記載してございますが、主要な施策事業につきましては、後ほどの資料でご説明させていただきたいと思っておりますので、次の2ページをお願いいたします。

予算の規模でございます。平成18年度の予算、一般会計では5,456億353万円、対前年度比6.9%の増、一般会計、特別会計及び企業会計を併せました全会計では、1兆2,829億85万円、対前年度比4.7%の増となっております。

一般会計の予算規模が前年度と比べてプラスとなりますのは3年ぶりのことでございます。これは、総合的土地対策のために発行した市債など、過去に発行しました市債の満期を迎えるものが多く公債費がふえたこと、新川崎地区の整備着手に伴いまちづくり費が増となったことなどによるものでございます。特別会計は、法改正に伴いまして介護保険事業会計の増、市債償還のための公債管理会計が増となったことなどによるもので6.2%の増となっております。また、企業会計は、多摩病院の完成に伴いまして、病院事業会計の減によりまして4.5%の減となっております。

次の右側のページをお願いいたします。一般会計予算の概要でございます。ここでは主な増減を中心にご説明させていただきたいと存じます。

平成18年度の一般会計予算は、5,456億円余、前年度との比較では6.9%の増、金額で申し上げますと350億円余の増となっております。最初に歳入でございますが、市税は2,618億円余、前年度比較では4%の増、金額で申し上げますと101億円余の増となっております。これは、景気回復や税制改正によりまして、個人市民税及び法人市民税が大きく増加することによるものでございます。

次の地方譲与税と国庫支出金は、三位一体の改革によりまして平成18年度は国庫補助負担金の見直しが所得譲与税により措置されますことなどから、地方譲与税が35億円の増となる一方で、国庫支出金は52億円の減となっております。

繰入金でございます。繰入金は財源対策として減債基金からの新規借り入れ150億円を計上したこと、また市債償還のための公債管理関係繰入金が増となったことなどから、大幅な増となりまして、244億円の増となっております。

次に市債でございます。市債は義務教育施設の整備や橘高等学校の校舎買い取り等のため、教育債、また新川崎地区などの拠点整備のためなどのまちづくり債、これらが増となったことによりまして41億円の増となっております。なお、市債の発行額581億円に對しまして、後ほど出てまいります。歳出の方で市債償還のための公債費は819億円となっております。また、市債の平成18年度末におけます現在高は、9,249億円となり、また、市民一人当たりでは69万5,512円となる見込みでございます。現在高につきましては、前年度と比べまして17億円の増、一人当たりで換算いたしますと人口がふえたということで、約1万円の減となっております。

それでは、次のページ、4ページをお願いいたします。歳出でございます。この款別予算の中の大きく動いた部分を中心にご説明させていただきます。最初に2つ目の総務費で

ございます。総務費は、定年退職者の増に伴いまして、退職手当が増となるとともに、羽田空港再拡張事業にかかる貸付金などの増に伴いまして、12億円の増となっております。

次に健康福祉費でございます。健康福祉費は、要保護世帯の伸びの鈍化を反映し、生活保護費が減となりましたが、児童手当の支給対象年齢の拡大に伴い児童福祉費が増となったことなどから、12億円の増となっております。

その下のまちづくり費でございます。まちづくり費は、新川崎地区や小杉周辺地区などの整備事業費が増となったことなどから、55億円の増となっております。

このページの下欄の区役所費でございます。区役所費は、昨年度までの魅力ある区づくり推進事業費を見直し、市民との協働により地域の課題解決に対応することなどを目的とした協働推進事業費とし、予算額の充実を図っております。また、窓口のサービスの向上を図るため、戸籍の電算化を図ることなどから6億円の増となっております。

教育費は、黒川地区小中学校の整備や橘高等学校の買い取りに伴いまして、教育施設整備費がふえたということで19億円の増となっております。

右側のページへお願いいたします。予算を性質別に分析したものでございます。最初に人件費でございますが、上の表を御覧いただきますと、金額で申し上げますと1,134億円余、構成比で20.8%、前年度比較では11億8,000万円、約12億円の減となっております。これは、定年退職者の増加によりまして、退職手当が21億円の増となっておりますが、職員数の削減や健康保険料率の見直しなどによりまして減となったものでございます。

次に扶助費でございます。児童手当の支給対象年齢の拡大などによりまして、児童福祉費が増となったことなどから、32億円の増となっております。

公債費は、満期を迎えた市債の償還元金が大幅にふえたことから、218億円の増となっております。なお、これまで収支不足への対応といたしまして、改革プランの財政フレームに基づきまして、将来の市債償還のための減債基金への積立の繰り延べを実施してまいりましたが、健全な財政構造の構築に向けた取組といたしまして繰延額の縮減、すなわち減債基金への積立でございまして、これを行いまして減債基金残高の確保を図っております。これは後ほどもう一度触れさせていただきたいと存じます。

人件費の減、それから扶助費の増、公債費の大幅な増によりまして、これらを併せました義務的経費でございますが、上の表を御覧いただきますと、構成比で51.4%、前年比較で9.3ポイントの増となっております。

それから、投資的経費でございますが、新川崎地区整備事業及び黒川地区小中学校整備にかかる用地取得などによりまして、８８億円の増となっております。

以上が性質別予算の主な増減の内訳でございます。

次に、６ページをお開き願います。第２次行財政改革プランの反映でございます。行政体制の再整備、公共公益施設・都市基盤整備の見直し、市民サービスの再構築を３本柱にした改革プランに基づき予算編成を進めたところでございますが、行政体制の再整備につきましては、３年間で約１，０００人の職員削減という目標に対しまして、平成１８年度予算では全会計で３３９人の削減を図るとともに、新人事評価制度の本格実施に向けた所要の予算を計上させていただいております。

公共公益施設・都市基盤整備の見直しにつきましては、昨年３月に策定いたしました新総合計画に掲げた計画事業の具体化を図るとともに、中原消防署とホテルとの合築などの施設の複合化、あるいは黒川小中学校の整備にＰＦＩ方式を導入するなど、効率的、効果的な整備手法の導入を進めてございます。

また、３つ目の市民サービスの再構築につきましては、既存事務事業の見直し、事業の再構築を図るとともに、補助助成金につきましても市民活動団体の支援のための「かわさき市民公益活動助成金」の充実を図るなどの見直しを行っております。

こうした取組によりまして、平成１８年度予算における行財政改革による効果額は、目標額６５億円に対しまして２０億円上回る８５億円となっております。また、この効果額の主な内訳でございますが、下の欄に参りまして、歳入の確保におきましては、市税では従来からの収入確保策に加えまして、動産の差押、インターネット公売を推進するなど、収入の確保を図るとともに、保育料・市営住宅使用料などにつきましても債権確保策の強化を図り、効果額は１８億円としてございます。

右のページへ参りまして、歳出の見直しでございます。最初に人件費では、先ほどご説明させていただきましたように職員数を、一般会計では２５８人、全会計で３３９人の削減を行うとともに、給料の調整額や特殊勤務手当、健康保険料率の見直しなどを行っております。

扶助費では、被保護世帯援護事業にかかる入浴援護の見直しや、ホームレス対策では食料品支給や緊急一時宿泊といったこれまでの緊急援護事業から、自立支援センターの開設など、生活づくり支援事業への転換を図っております。

また、投資的経費、その他経費につきましても、改革プランの考え方にに基づき見直しを

行いまして、その結果、歳出の効果額は67億円となっております。

次に、下段の収支不足への対応でございます。改革プランの財政フレームでは、平成18年度は行財政改革の効果などを見込みましても、なお187億円の収支不足が見込まれておりました。その対応といたしまして、減債基金からの新規借り入れ、また予算編成段階での調整によるとしておりました。予算編成の中で財政フレーム見込みを上回ります税収の増、あるいは臨時財政対策債の増などによりまして歳入の増がございました。また、先ほどご紹介させていただきました、目標を上回る人件費の削減などによりまして、歳出の減によりまして収支が改善いたしましたものでございます。

一方で、平成18年度からスタートいたします起債協議制への対応といった新たな財政課題が生じました。これに対応するため、減債基金からの借り入れをフレームのとおり150億円は行いましたが、その収支改善に伴います額につきましては、これまでいわゆる繰り延べておりました市債償還のための積み立てを行うことといたしまして、減債基金の積立て不足額の縮減を図ったところでございます。なお、減債基金の積立て不足額は、こうした取組によりましても200億円となる見込みでございます。

それでは、次の8ページをお開きください。「予算編成手法の改革」でございます。限られた財源を効率的、効果的に配分するため、編成手法の改革に取り組んでいるところでございます。最初に「財政フレーム・実行計画との整合」では、改革プランの財政フレームと新総合計画の実行計画、計画事業費を基本に予算の調整を進めてまいりました。また、計画策定後に生じた環境の変化にも的確に対応するため、予算編成会議等におきまして横断的な調整を行ってきたところでございます。

その下の「区行政改革の積極的な推進」では、区の課題解決に向けた取組を推進するため、区から直接予算要求を行い、放置自転車対策など17事業、5億2,900万円の予算化を図っております。また、区民との協働により地域の課題に迅速、的確に対応することを目的に、先ほどご紹介させていただきました魅力ある区づくり推進事業費を協働推進事業費に改めまして、1区当たり予算額を5,000万円から5,500万円に拡充してございます。

また、右上の「各局の主体的な取組の推進」、下の「財政情報の積極的な公表の推進」につきましても、記載のとおり取組を行っております。

右のページへお願いいたします。右のページは、「重点的・戦略的に取り組む施策の展開」といたしまして、総合計画に定めます総合計画全体の着実な推進を先導していくよう

な重点戦略プラン、こうした事業、さらに計画策定後の環境変化などに対応した事業を加えまして、平成18年度の主要な施策事業を総覧的に表示した資料でございます。この資料の中から18年度の主な事業についてご紹介させていただきたいと存じます。

最初に「安全・安心な地域生活環境の整備」でございます。これは、安全・安心な地域社会を確保するため、防災、防犯などの施策でございます。防災・危機管理対策の推進の中ごろ、「地域防災力の向上」という欄がございます。この地域防災力の向上は、地域の特性を生かした各区の防災計画を策定することなどの事業でございます。その下、2つ飛びまして「建築物の安全確保」という事業でございます。こちらは、公共建築物の耐震化の推進、あるいは木造住宅の耐震対策の促進などを図るとともに、構造計算書偽装問題への対応などを図るものでございます。

また、この枠の米印で記載させていただいておりますが、総合計画策定後の取組という「環境変化に対応し取り組む事業」ということで、川崎病院に三次救急医療を行います救命救急センターを設置いたします。

次の枠組みであります「高齢社会を支え合う地域福祉社会づくり」では、高齢者の多様な居住環境整備といたしまして、幸区古市場の特別養護老人ホームの整備、鷺沼プール跡地におけます小規模多機能型サービス拠点施設などの整備を進めるものでございます。

右側のシニア能力の活用でございますが、こちらはシニア世代が持つ豊富な知識や経験を地域で生かすことのできる新しい社会システムの構築に向けました方針の策定、モデル事業の実施などを予定してございます。

次のページをお願いいたします。10ページでございます。「総合的な子ども支援」でございます。保育環境の整備は、多摩区宿河原、高津区久地において認可保育所の整備に着手するとともに、延長保育事業や一時保育事業などの拡充を図るものでございます。また、この枠組みのやはり米印で記載させていただいております、「環境変化に対応し取り組む事業」といたしまして、小児医療費助成事業は、これまでの5歳児から小学校就学前までに対象年齢を拡大するものでございます。次の私立幼稚園保育料等補助の拡充と併せまして、先ほど阿部市長の方からご説明させていただきましたが、行財政改革効果の市民サービスへの還元として行うものでございます。

次に中段の「環境配慮・循環型の地域社会づくり」では、右側に地球環境配慮等の取組の推進、新エネルギー推進事業とございますが、これは新たに住宅用太陽光発電装置の設置費に助成を行うものでございます。

次の環境分野における国際貢献は、国連環境計画（UNEP）との事業連携を一層進め、国連の提唱しますグローバルコンパクトの推進などに取り組むものでございます。

次に下段の「憩いとうるおいの環境づくり」でございます。中段右側の「協働による憩いとうるおいの環境整備」、1つ飛びまして、「市民との協働による身近な緑の育成」でございますが、緑のボランティアを育成するとともに、市内に約1,090団体のボランティア団体がございますが、こうした団体の皆さんの活動支援体制を整備するということで、緑のボランティアセンターを設置するものでございます。

下段の「緑の保全と育成」、またその幾つかあります項目の中の一番最後でございますが、「農ある風景の保全」川崎里地・里山ミュージアム事業でございますが、これは黒川、岡上、早野地区における樹林地の保全とともに、多摩三浦丘陵の保全に向けまして関係自治体と広域連携を図るものでございます。

右側のページへ参りまして、「川崎の活力を生み出す産業イノベーション」でございますが、本市の産業活力を高めるため、企業立地の誘導や新産業分野の創業促進、育成等の取組でございます。

このフレームの中の下の方でございますが、「環境・福祉・生活文化産業の振興」の中の「市民生活を支援する新たな産業の育成」は、介護予防などの新たなニーズに対応し、川崎の持つ技術力やノウハウを生かした福祉産業を創出するため、川崎福祉産業振興ビジョンの策定とモデル事業などを予定してございます。

次の「川崎臨海部の再生と都市拠点・ネットワークの整備」でございます。本市の地理的優位性を生かしました広域調和、地域連携型まちづくりを推進するものでございますが、中ごろの「都市拠点・ネットワークの整備」では、川崎駅周辺、小杉駅周辺、登戸地区、新川崎地区の都市拠点整備を進めるものでございます。

次のページをお願いいたします。12ページに参りまして「川崎の魅力を育て・発信する取組」では、引き続き「音楽のまち・かわさき」を推進するとともに、右側にございます文化芸術の振興、アートセンター事業は、芸術のまち構想の中心施設といたしまして、平成19年度の完成を目指し麻生区万福寺地区にアートセンターを整備するものでございます。

また、下の方でございますが、やはり米印で表記させていただいておりますアメリカンフットボールワールドカップ開催支援は、平成19年度開催に向け、開催都市といたしましての施設整備、あるいは大会運営のための支援などを行い、大会を通しまして地域の活

性化や本市のイメージアップを図るものでございます。

また、次の藤子・F・不二雄アトワークス構想の実現を目指した調査検討事業も計上させていただきます。

次に「市民自治と区役所機能の拡充」、これは自治基本条例の基本理念に基づき、市民自治の拡充に向けた取組を進めるものでございます。市民自治の拡充、都市政策研究事業、これは住民投票制度の創設、パブリックコメント手続の制度化に向けた取組を行うものでございます。

また、「区行政改革の推進」、右側でございますが、区民会議の本格実施にかかる所要の予算を計上させていただきます。このページの次の右側のページからは、こうした各事業につきまして、主な事業につきまして内容や予算額を詳細に掲載しておりますので、こちらにつきましては、後ほどご参照いただければというふうに考えてございます。

以上が平成18年度予算の大勢でございますが、この資料では74ページ以降に係る資料を幾つか添付させていただいておりますが、その中で2件ほど紹介をさせていただきたいと存じます。恐れ入りますが76ページをお開きください。76ページでございますが、「行財政改革プランの予算への反映」ということで、先ほどご紹介させていただきました改革プランのいわゆる取組の内容につきまして、こちらでその取組の考え方、効果額あるいは予算額を項目別に掲載させていただいております。

例えば76ページのこの表を御覧いただきますと、人件費にかかわる見直し項目を掲載してございまして、項目の欄を御覧いただきますと職員数、特殊勤務手当、こちらは廃止等を含めた見直しでございます。給料の調整額、高齢職員の昇給にかかるもの、管理職手当、こちらは10%カットさせていただいている、こうした項目とそれぞれの効果額を掲載させていただいております。職員数の削減で11億3,000万円、こちらは一般会計分だけでございます。

あるいは大きなものとしたしましては、中段にございます健康保険料の負担率、こちらの引き下げによりまして7億4,000万円の効果額、こうした取組によりまして、合計欄を御覧いただきますと29億9,000万円、約30億円の効果額を得ているところでございます。財政フレームにおけます目標は、これは20億円でございますので、約10億円上回る効果額を得ることができたということでございます。

右側のページへ参りまして、「公営企業の健全化の推進」ということで、病院事業会計におきましては診療収益の増加等に伴いまして、一般会計からの繰入金削減を図ると、

こうした取組がなされております。

その次の枠ですが、「出資法人改革の推進」ということで、出資法人の統廃合といたしまして、平成18年度は在宅福祉公社を廃止し、社会福祉協議会への移管ということをご予定しております。

次に8番として、「指定管理者制度の活用」ということで、約160施設について指定管理者制度へ移行いたしますが、その指定管理者制度の移行に伴います効果額は約6億円を計上させていただいております。

その下の項目からは2番目の柱でございます「公共公益施設・都市基盤整備の見直し」といった項目でございます。

次のページをお願いいたします。78ページの中段に「既存ストックの活用と時代要請への対応」ということで、取組の項目を入れさせていただいておりますが、ご紹介させていただきますのは79ページの上から4つ目でございます。先ほど事業でも触れさせていただいておりますが、中原消防署改築事業におきましては、老朽化した庁舎の建替えに際しまして、ホテルとの複合施設として整備するものでございます。

また、その下の黒川地区小中学校の新築事業につきましては、いわゆる小中学校の学区とPFI事業のいわゆる事業手法を導入するといったような取組をしております。

また、その下の橘中学校校舎等改築事業につきましては、中学校と保育所の合築でございます。

それでは、次のページをお願いいたします。80ページの下から二重丸にさせていただいておりますが、「市民サービスの再構築」ということで、3つ目の柱の項目でございます。右側のページ、一番上を御覧いただきますと「補助・助成金の見直し」ということで、見直しの効果額を掲載させていただいておりますが、廃止あるいは見直しによりました効果額合計といたしまして6億8,500万円余の効果額を得ているところでございます。

次に「受益と負担の適正化」でございますが、1つ目は、小学校自然教室運営費でございます。昨年、中学校の自然教室の食事代について見直しをさせていただいておりますが、18年度は小学校の食事代について受益者負担と改めております。さらに定時制高校の給食についても、夜食費について公費負担の見直しを図っております。

次の「債権確保策の強化」、先ほど歳入の確保というところでご紹介させていただいたとおりでございます。

それでは、次のページ、82ページをお願いいたします。82ページの下段の方でござ

いますが、「ニーズの変化や代替等による施策の見直し」ということで、幾つかの項目を入れさせていただいております。先ほどちょっとご紹介させていただいている項目が一番下でございます。被保護者等援護事業費でございます。水道・下水道基本料金の減免制度廃止、あるいは入浴援護事業の見直しなどを図っております。

以上が、まだ後ろの項目に幾つかございますが、いわゆる改革プランに基づく取組の内容を項目別に整理した表でございます。

それから、もう1件お願いいたします。106ページ、お願いいたします。106ページは、「区行政改革の推進」ということで、区役所改革に合わせました予算の内容について一定の整理をさせていただいた資料でございます。右側の表を御覧いただきたいと存じます。二重丸で「平成18年度主な区予算の充実」ということで項目を入れさせていただいております。1つは、区民会議の開催経費を計上させていただいているということ、それから、協働推進事業費、先ほどご説明させていただきましたが、1区当たり5,500万円とさせていただいていること、それから、区の課題解決に向けた取組ということで、区から直接予算要求を受け予算化したもの17事業、5億2,800万円余を計上させていただいているものでございます。

また、下の「区役所費」でございますが、全体で9億2,300万円余、昨年が8億6,000万円余ということでございましたので6億9,000万円余の増額を図っているものでございます。

次のページをお願いいたします。「協働推進事業の主な内容」ということで、従来の魅力ある区づくり推進事業を改めたものでございます。そのうち各区で予定されておりますこの協働推進事業費の主な事業費を記載させていただいております。全体といたしましては、子育て、安全・安心、シニアパワーといった事業が多く掲載されております。これも中身につきましては、後ほどご参照いただければと思います。

それでは、もう1枚おめくりいただきまして右側のページ、111ページをお願いいたします。「区の課題解決に向けた取組」ということで、区から直接予算要求を受け予算化した17事業について、事業内容を掲載させていただいております。一番上でございます川崎区では臨海地区の道路不法投棄対策、自転車と共生するまちづくり、こうした地域の特性に合わせました要求をいただき予算化をさせていただいているところでございます。項目については、後ほどご参照いただければと思います。

以上、平成18年度予算の説明とさせていただきたいと思いますが、この平成18年度一般会計また特別、企業会計予算につきましては、さきの議会、3月20日に議会の議決

をいただきましてご承認をいただいていることを最後にご報告させていただきます。

以上でございます。ありがとうございます。

辻座長

ありがとうございました。ただいま一括して集中改革プランと平成18年度予算についてご説明いただきました。これ自体は既に決定したものではありませんが、今後の行財政改革の推進に向けて、皆さんからご意見、ご感想、ご質問等をいただきたいと思います。皆さんの方で何かありますでしょうか。それでは、また順番にご意見をいただくことにしまして、今日は大木委員の方からお願いします。

大木委員

どこから申し上げていいのかなというのはあるんですが、まず1つは、ごまをするわけじゃないんですが、お役所の方でよくここまでやられたなという気がいたします。特に1つ大きな問題の人件費、給与水準問題から、複雑な分かりにくい特殊勤務手当、健康保険料、これ国でもあることなんですよ。正直申し上げまして、私、包括外部監査を担当させていただいて、いろいろ苦言を呈させていただいて、ここまでいけるかなと思って、書いておかなきゃいけないなというようなこともございましたが、そこは着実に実行されているなということは、大したものかなと思います。

それからもう一つ、公営企業、これも私も一部拝見させていただきましたけど、まさに病院と交通と水道事業、それぞれ特徴のある、効率の悪いところが幾つかございまして、難しいところもあるんですが、これもきちんと着実に削減が進んでいるということで、非常に敬意を表したいということで、今回のプランにつきまして、今後いろいろあるんでしょうけれども、今のところこれ言うことはないのかなという感想です。

それからもう一つ、我々市民から見ますと、予算の中で一つ一つの項目を何に使うのかというのは、我々の議論ではなくて市議会がお決めになることですので、個別の、環境がいいとか福祉がいいとかということではないんですが、ただ一つ、どれくらい赤字なのかなというのが見えにくい。先ほど37億円足りなくて、150億円減債基金でというご説明がございましたね。187億、要するに一般家庭で言うと、赤字が187億円ということでしょう。これがなかなか文章だと見えにくくて、要は、本当は赤字って、例えばこれは会計の形でやりますので、これは示しにくい、それを変えるわけじゃないんでしょうけ

ど、市民への説明としてこれだけ赤字だというのをもう少し分かりやすく出せないかなと。というのは、市債の収入があって公債費がありますね。それは素人のあれですと、要するに借金が幾らふえたのかと。その中で、公債費の中に金利が入っているので、金利はこれだけ、特にこれから金利というのは非常にふえていく、増加傾向にありますので、今金利、利払いがあるんですよということ、先ほど言いました公債費と収入のネットと、それに減債基金も要するに借金だなという感じがするんですね。

それと、もう一つ素人がわからないのは、それに財政調整基金からお金が入ってくる、これもやっぱり借金かなと、他会計振替は別として。それが通常の収入の支出の下の方にでていて、実はこれだけ赤字ですよというふうに言っていたら、なるほどなど。我々は多少知っていますので計算できますが、一般市民の方は、要するにネットすると、これだけ今年は足りないんですよということがあると思うんです。

それともう一つ言えば、設備投資はまた別枠ですから、投資的経費については単なる赤字だけじゃなくて、別の説明が要ると思うんですが、少なくとも家庭でお金の流れは、今年借金を幾らしたのかなと、それが住宅ローンなのかサラ金に行っちゃったかもしれません。その辺が今回の予算とは別なんですけど、市民の説明にももう少し分かりやすくしていただくと、市民もそんな借金あるのかと、増えたんだというようなことが分かると思いますので、その辺はお願いしたいなと思います。

辻座長

今の点について、事務局、いかがですか。

小林財政課長

ご指摘いただきました、赤字額をなるべく分かりやすく表示してはどうかというご指摘かと思いますが、私ども、今回、予算をさまざまな形でご説明させていただく場がございまして、なるべく分かりやすくこの財政状況と言いますか、収支の状況をご説明するために、今回の資料につきましても、これまでの内容と大分ちょっとリニューアルをさせていただきまして、なるべく簡易なと言いますか、分かりやすい形に心がけたつもりでございまして、まだまだ今後も私どももちょっと工夫の余地があるかなと。とりわけ委員ご指摘の、減債基金からの借入れですとか、その積立て停止といった、非常に複雑と言いますか、非常に専門的な措置をしておりますので、この辺をいかに明らかに、分かりやすくお見せ

していくのかということ、我々もちょっと検討させていただいておりますので、もうしばらくお時間をいただいて、やらせていただければなというふうに考えております。

以上でございます。

山崎行財政改革室長

今に関連して、財政局の方で、いわゆる分かりやすくという意味で、市民向けに財政読本という、たしか2年ぐらい前からつくってまして、それを家計の状況に置きかえて、川崎市の一般会計の状況を、たしか500万円ぐらいの収入の方に置きかえると、どの程度の、いわゆる住宅ローンだとか、お父さん、お母さんの稼ぎが幾らだとか、教育に幾らかかっているようなことを分かりやすくした冊子も別に、今日はお持ちになってないけれども用意しておりますので、そこら辺はさまざまな工夫を凝らして、委員が言われるような形で取組を進めているということでございます。

ちょっとつけ加えさせていただきました。

大木委員

冊子とかネットも確かにそうなんですが、要するに新聞記者さんによく教育をして、分かりやすく、これ最初のニュースでどんと、そこら辺は市民の方が一番よく読まれると思うので、マスコミ対応を上手にされたらどうかなというふうに思いますけれど。

辻委員

はい。では中島委員、いかがでしょうか。

中島委員

予算を拝見したわけですが、大変苦しい、苦しいという中でおまとめになったということで、今の木村さんのお話のように、本当によくまとめたなという感がいたしているわけですが、私は区の現場でいろいろ関係がありまして、例えば、現在、区民会議が既に行われて、私は麻生ですが、麻生区においても区民会議をつい数日前にやった中で、いろいろ傍聴者、あるいはマスコミの方も来て、そういう中でやったわけですが、まだ余りなれてないせいもありまして、議論沸騰というところまで行きませんでしたけれども、これ2回、3回となれば、本当に区民のいろんな問題が出されて、

それで区は区で解決するという、一つの大きな方針があるわけですので、それは非常にいい方法だと思います。

ただ、この予算でも、従来の区政推進費を5,000万円から5,500万円にしていた、これは非常に結構なことだと思いますけれども、区の予算というものは、立て方自体が、区が実際の予算を持っているわけじゃなくて、市の方で全部入札で処理しているということで、その辺がいろいろ、行政の制度の中では、いきなり区が予算というものを持ってやるということとはできないかもしれませんが、将来はそういう方向に行っていたら、さらに区政が発展するんじゃないかというふうに思っておるわけですので。

それともう一つ、この集中改革プラン、これは非常によくおまとめになっておりますけれども、指定管理者制度が動きますと、市のいろいろな施設について手を挙げて、そういう団体あるいは組織にお任せするということがあるわけですが、15ページの10法人と14法人、これが今、この辺の問題がどういうふうにされているのか、これをちょっと、後ほどわかったらちょっとご説明をいただきたいと思います。

辻委員長

区政改革については、もう一度少し説明いただいた方がいいかもしれませんね。それと、今の指定管理者制度の関係とこの出資法人改革の点について、また改めて説明ということで、それぞれ事務局、お願いします。

山崎行財政改革室長

区の改革について、まず一つ予算、今現在、区の方から直接予算要求は、試行という本格実施というまでは行っておりませんが、平成17年からですかね、所管している局を通じてということではなくて、直接区長さんからご意見を伺うというようなことを始めまして、予算化を少しずつしてきていると。ただ、委員が言われるように、大半の予算が所管局を通じて令達という形になってきております。そこら辺につきましては、議会への区長の出席の問題だとか、そのほか所管している局の全体性の問題だとかということがございまして、徐々に区の方にシフトしていくような、いわゆる地域の課題は地域で解決するという大きな区の機能強化という点がございまして、そのような方向で今少しずつ歩を進めていると。

それとまた1点、組織の面でいきますと、区の方で地域の課題を解決するために組織を少し整備するというようなことも始めてきているところでございます。

中島委員

予算書の112ページ、111ページから各区のあれがあります。これは、各区がこういうことを市の財政当局に要望してつけた金額ですね。

秀嶋財政部長

こちらにつきましては、直接、結論的に言いますと、例えば麻生区で申し上げますと、麻生川の親水の関係であれば、建設局に予算がついているものもございますし、ただ、かつてであれば、すべて局から令達というような形のものであったものについても、最近徐々に、先ほど山崎室長の方から申し上げましたように、区の権限、機能の強化という流れの中で、例えば直接区の中に予算を措置すると。例えば、こちらの新百合ヶ丘駅南口の市民利用施設活用事業ですとか、そういうようなもの等についても、そういうようなものを徐々に広げていながら、令達という仕組みですとか、直接区に措置するとか、そういうものを織り交ぜながら区から直接そういうような予算的な要求なり何なりを酌み上げる仕組みというものを拡充しておるといったところでございます。

三浦総合企画局長

区の行政課題を解決する仕組みについては、そういった予算の関係もございますし、あるいはそれを調整するような仕組みですね。實際上建設局が道路をつくったり、あるいは環境局が公園整備をしたりということと、実際にそれぞれの区の中でいろいろな課題があって、それを総合的に地域の中で展開するために、そういった、区とそれから事業局との権限の調整の問題ですね。それは、場合によったら予算が絡む場合もありますでしょうし、あるいは予算がなくても何かいろんな体制の中で解決するものがあるでしょうし、そういったような仕組みの問題。

それからもう一つは、先ほど山崎室長が言われたような組織の問題ですね。それは、区の中でいろんな、この間も、昨年あたりも子供の総合的な取組を行うような子供の担当、教育委員会なんかとかみ合わせてやるような仕組みをつくったり、あるいは本庁との関係もきちっとやるような、そういったような組織の関係、あるいは職員の配置の関係ですね。

こういったそれぞれの項目をきちっと強化するような形の中で、地域の課題をどのような形で解決されて、そして、それは区民の方々が実感できるような体制をつくっていきたいということですね。

今回この予算の説明資料の106ページ以降に、そういったような取組を今回整理させていただいているということですし、ちょっとこの中には書いてありませんけれども、この4月についてもそれぞれの区長さんの権限でもって、それぞれの地域の課題を解決するためのポストを区長さんが決められるというような制度も実行できましたし、あるいは本庁についても、この4月以降は、今までそれぞれ分散した窓口を一本化するような形で、今回、総合企画の中で区行政改革を進めるような体制整備をしたというような形になっていますので、そういったようなことを一つずつ積み重ねながら、先ほど中島委員が話をされました区民会議も、今回の議会の中で条例がきちっと決まりまして、本格実施が新年度からスタートしますので、そういった部分の中できちっと議論を積み重ねて、一つひとつの課題が解決するような、そういったような形をぜひやっていきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

山崎行財政改革室長

指定管理者制度といわゆる出資法人の関係、現在、公の施設を管理している出資法人が指定管理者制度導入に伴ってその管理を受けるとということについて競争をしておるわけですね。その場合の出資法人が現在管理している施設の管理がとれない、受託できない、指定管理者にならないというようなことになると、当然のことながら法人の事業だとか、組織は改めて見直すというようなことを進めていくことが必要だろうし、そこに派遣している職員についても、当然引き上げというようなことを進めていくということになるかと思えます。最終的には、その動向によりましては、統廃合というようなことも視野に入れなければならない状況も考えられるというようなことと考えているところです。

辻座長

それでは、八木委員。

八木委員

前回、川崎市集中改革プランの素案について検討を行ったわけですが、その結果、いただきましたこの集中改革プラン、前回に比べて非常に分かりやすくと言いますか、特に用語の注釈だとか、それから機構の部分、こういったものが盛り込まれておまして、私としては前回に比べて非常によくなったと、こういった印象を持ちました。

予算につきましては、申しわけございません。非常に膨大でちょっと一つ、私自身の感想といえば、行財政改革の結果 85 億円の効果が出た。しかも、それが当初の目標であった 65 億円を 20 億円上回ったと、これはよかったなという、申しわけございませんけれども、このぐらいしかコメントできませんので、恐縮でございます。

以上です。

辻座長

それでは、長澤委員。

長澤委員

集中改革プランは、今、八木委員の方からもお話出ましたけど、注釈がついて非常によかったなと思います。それで、これは第 2 次行政改革プランの 3 年を 5 年に引き伸ばしておりますし、もともと第 2 次の行政改革プランの精神がそのまま引き継がれているわけですので、全く異論はございません。大変よくまとめていただきました。

それから、予算の方につきましては、特に人件費なんかも行財政改革プランの予算への反映ということで、20 億円が 30 億円になっているというようなことは、大変ご努力をいただいたという結果だと思っております。大変評価しております。

それから、さらには先ほどありましたけど、中原消防署にホテルを併設するというようなこととか、黒川小中学校ですか、これも P F I とか、随所に非常にアイデアが散見されるところでございまして、非常に結構だというふうに思います。こういったことは、新しい施策という意味で、市民も必ずや評価してもらえないかというふうに私は思っております。

一つだけちょっとお願いがあるんですが、先ほどの区の方に予算が大分つきましたので、非常に結構だと思うんです。区の方で、より市民に密着した形での行政ということで、非常に私はありがたいと思うんですが、一つだけ注意しなければいけないのは、区と市民レベルで見たときに、これは区役所へ行って相談すればいいのか、本庁へ行かなきゃならな

いのかという、ここのところを市民にもはっきり分かりやすく、どこかの時点でやっぱりアピールしておいていただきたいと。そうじゃないと、区役所へ行って断られて、これは本庁へ行ってくれと言われて、本庁へ行って本庁で聞いたらまた区役所だというようなことのないように、これはぜひこのところをお願いしたいと、こういうふうに私は思います。

それから、またもう一つ、職員の側の対応からしましても、例えば組織がダブっているとか、役割がダブっているということになりますと、その分は当然人間もふえますし、仕事もふえるわけですし、区に移したために人がふえたという意味では、ちょっと本末転倒になる可能性がありますので、そのこのところの役割ははっきりして庁内もはっきりする、それから同時に市民にもはっきりアピールするというのが、私は大事じゃないかなというふうに思っていて、そのこのところをよろしくお願いしたいと思います。

辻座長

では、今の区と本庁の役割ですね。その重複しているところはないかどうかということと、どうやって周知徹底するのかということにつきまして、事務局の方からご説明お願いいたします。

三浦総合企画局長

確かに、今言われたような懸念は当然あるかと思っておりますので、その重複の部分については、きちっと整理をしていきたいと思っておりますし、その仕組みをまずちゃんとつくるというのがやっぱり大事なのかなというふうに思っていて、区長とそれから本庁の権限の問題を整理するという、その仕組みを相互調整規則というような形で今回規則設定をしてきて、この4月から運用するような形で整理をすると、そういったようなまた調整の場をきちっとつくって、今言いましたような、人がふえるようなことのないような形でやっていきたいということと、あと基本的な窓口についても、身近なところでやるというのが基本というふうに思うんですけど、あともう一つ、これは予算の68ページにちょっと書いてございますけれども、昨年からコンタクトセンターという相談の窓口、民間でいくとお客様相談センターみたいな、何かあったときまずここに電話をかければ、一義的な答えはここですぐ返ってくるような仕組みを構築しています。それで、ここは年中無休ということで、この新年度から8時から夜の9時までここへ電話すればどこへ行ってどうい

うふうなことをすればいいのか、あるいは簡単な相談であればここで回答がもらえるような体制になっていますので、そういった意味では随分窓口という部分も変わってくるのかなと。

それから、直接行かなければいけないということについては、基本的には身近なところで、区役所で解決できるというのが基本だというふうに思っております。

こんなところでよろしいでしょうか。

曾禰総務局長

ちょっとつけ加えますと、今、三浦局長から話がありましたように、この3月までは試行期間ということで、土・日はまだやってないで夜もやってなかったわけですがけれども、その中でも非常に、問い合わせについてその場で即応できるような形で大変好評をいただきましたので、4月からは夜までと土・日も全部含めてということで、基本的にとにかくたらい回しをしないと、まずそこで受けたところできちっと対応して、責任ある場所に回すべきものは回すということをやっているということと、それに合わせて、今、市のホームページで、インターネットで大体よくある質問、FAQというやつで、例えば住民票をとるときどこでどうすればいいとか、戸籍はどうすればいいというのを幾つかの問答をたくさん載せていますと、それに対するアクセスが非常にふえてまして、なかなかまだそういうのを扱いになれてない市民の方もいらっしゃるんですけども、そういうのをしょっちゅう使っている方は、かなりそこで解決をされて、それ以外の余計なお手間をとらせないで済んでいる部分もありますので、その内容もこれからますますいろんな実績を踏まえて充実をさせて、4月以降さらに体制を強化していきたいというふうに思っております。

辻座長

それでは、小川委員、お願いします。

小川委員

今回、この集中改革プランと、それから予算についてという冊子を送っていただきまして、あらかじめ一応目を通すことができて、この予算についてというのは、すごくこれで今までのがやっぱり何となくわかった感じがしたので、本当にありがたかったと思います。

一応、ちょっと資料がたくさんなので、自分で重点的なところだけ、後で所属している

ところにこういうのがあるということで1冊は保存して、またみんなにお伝えしたいとは思っておりますけれども、集中改革プランで一番目標になる取組目標の人件費に関すること、それから、一応その方がどういうことをやっていって、どのくらいの市に貢献しているかという、仕事に貢献できているかという、これからおやりになる、はっきりしたそういう人材の育成のそういうポイントも何となく、どういうふうな姿勢でというのはちょっとよく分かりませんが、そういうことには皆さん関心が、市の職員の方が関心を持ってやっていただけるんじゃないかなと思うので、そういうことも、人員削減もはっきり前と同じ人数ですし、ぜひこれを成功させて、きちんと22年ですか、それまでにやっていただきたいというのが一番大きい希望です。期待しております。

それと、今、ちょっといろいろお話が出て、区でできることは区でやれるということになると、これからある程度いろんなことでそういう機会が多くなるんだと思いますので、今、長澤委員さんとか中島さんとかがおっしゃったように、きちんと仕組みというか、そういうのを決めておいていただければ、相談もしやすいですし、わざわざこちらの本庁の方までご足労いただくとか、それから教えていただくとかということじゃなくて、区で何かお聞きできるし、もし自分たち、区で何か一つのことをやるときに、そんなに大したことはできないかもしれませんが、協力をして一緒にやっていけるかなという機運も高まるんじゃないかなと思って、私はそっちの方が期待できるかなと思っているんです。そういう機運ができるということは、すごくこれから自分のところの区をよくしたいということとか、いろんな問題点を見直すことの一番基本になるかなと思って、これはちょっと大変うれしいなと思っております。

本当にこれだけの中でどれというのはわかりません。よくここまでこうやってまとめられる、やっぱり川崎は人材の方が市役所に大勢いらっしゃるんだなと思って大変感心しているんですけども、引き続きご努力いただきたいと思っております。こういうところへ参加できて、私はすごく勉強になってよかったなと思っております。本当にありがとうございました。

辻座長

わかったような感じがするという、非常に正確かもしれませんね。説明がいいことだったのか、ぼろが出なかったよく分かりませんがね。それでは、野地委員、お願いします。

野地委員

私も小川委員と大体同じような内容になるかと思えますけれども、非常によくできておりまして、日本一の人材が川崎市にいるのかなという感じをいたしました。絵も非常に上手に使われて、分かりやすく作成されているかなというふうに感じています。

ということで、具体的な内容に関しましては、ちょっと私も数字はちょっと疎いものですからありませんで、感想ということでは2つほどあります。

まず、川崎市に住んでおられる方というのは、ほとんどかなりの方が技術系とか、研究者とか、これも多分日本一だと思うんですね。同じように企業も研究所の数は恐らく日本一ではないかなと思うんですけれども、そういう観点からしまして、川崎のイメージとして、もう少し技術というのでしょうか、ハイテクのイメージというのでしょうか、それが今後将来においてはうまく表現できるといいかなというのが一点です。

それから、これもまた小川委員と繰り返しになりますけれど、やはり区民会議というのは非常に興味がありますが、運営に関してはかなりご検討いただく必要があるのかなという感想を持ちました。

以上でございます。

辻座長

それでは、技術、ハイテクですね。この強みをどうやってイメージとして生かしていくかというような話についてと、区民会議ということについて、では改めて何かご説明いただけますでしょうか。

三浦総合企画局長

直接的なお答えになるかどうかあれですけれども、この予算の方の説明書の53ページにその関連の予算が少し載っておりますけれども、科学技術ということで、今野地委員が言われましたように、川崎は大手の企業が立地する産業のまちということで、それも従前の製造業から研究開発のまちに大きく展開していると。今、お話にございましたけれども、就業者人口のうち、いわゆる研究開発に従事している方々の数は、大都市中斷トツの1位というような形になっていまして、私どももそういったような方々の力を大きく借りながらまちづくりを進めたいということで、この53ページの上にある「科学技術を活かした研究基盤の強化」というような形で今年度も知的財産のこういったような基礎調査を行う

とか、あと2番目に「科学技術サロン開催」ということで、市内にIT関連ですとか、あるいはそういう、今、健康とかライフサイエンスのそういう研究所なんかが多く立地しております。そういった方々の交流するような場を新たにつくっていかうと。そういった交流の中からまた新しい広がりができてくるんじゃないか、こういったようなことを通じながら、川崎の産業の活性化、引いては川崎のイメージの向上というふうに努めてまいりたいというふうに考えています。

前段では、一応そういったような形で、川崎の持っているさまざまな資源の一つとして、産業というのは川崎の持っている一番の大きな強みですので、今、音楽のまちづくりとか、あるいはスポーツのまちづくりなんかも、川崎の持っている資源をどうまちづくりに活用するかという視点で行っていますので、ぜひ今みたいな形で、産業のまちづくりもまた引き続き進めていきたいということが一点です。

それから区民会議、先ほどもちょっとお話出ましたけれども、17年度については一応試行実施という形で3回ほどやってきたわけですが、その中でいろいろご意見をいただきながら、今回条例という形が議決をされて、18年度からそれに基づいて本格実施をします。それで、それぞれ区によっていろいろ特色もございますので、それぞれ区ごとにどんなような委員のメンバー構成にしたらいいかとか、そういったことが大体整理がついてきていますので、新年度につきましては、そういったことに基づいて委員さんの選任なりあるいは公募というような形の手続をとりまして、今この7月ぐらいを目途に第1回の会議を発足させていきたいというふうに思っています。

そういった部分の中で、具体の区民会議で議論する、特にテーマですね。こういったようなテーマをきちっと選びながら、その協議を行って、場合によっては予算に反映されるものもあるでしょうし、あるいは先ほどもございましたけれども、区民の方々がみずから一緒にやっていこうというような、そういったような機運の高まりがあって、きちっといろんな課題が目に見える中で解決ができるような、そういった中でまた区民会議に関心を持たれる方もふえてくるでしょうし、そういった形で区にいろんな活動をされている方が集まってこられて、区がますますそういう意味では魅力ある地域になるような形にぜひ努めてまいりたいというふうに感じています。

以上です。

辻座長

それでは、井上委員、お願いします。

井上委員

先ほどから皆さんからお褒めの言葉が大分出ておりまして、私もそう感じております。その中でちょっとお尋ねしたいことがございますが、ハイテク企業がこれだけ川崎市に集まって、優秀な企業、頭脳があるというにもかかわらず、税収が伸びないというのはどういうふうなことからきているのか、それによって市の財政が大変じゃないかと思うんです。

それともう一つ、ホームレスのことですが、川崎駅はもちろん川崎の顔になりますので、18年度予算でかなりの額が予算計上されておりますが、もう少しホームレスを何とかできないのかなというのが私の考えです。

それともう一つ、多摩区に住んでおりますが、放置自転車対策として区のここに文言が出ておりますが、禁止区域の指定を行うということですが、その指定を行ったらどうなるかということ。指定をされても皆さんマナーがないので、もうその場に、書いてある看板の隣から置くんですね。その罰則がどうなるかということ。足をけがしたために歩けなくて、新しい自転車を買って半年でとられてしまったんです。自宅の庭に置いておいてすよ。門も閉まっているんですよ。それでとられてしまって、それで探しにいても見つからない、どこへ乗っていったか分かりませんが、そういう状況で人のをずっと乗って行って自宅の近くで多分捨てると思うんですね。そういうふうな状況で放置自転車の区域に指定された場合、どういうふうな効果が出るか、それをお伺いしたいと思います。

辻座長

それではまず、税収の件、それからホームレス対策の件と自転車の件ですね。

秀嶋財政部長

まず、税収の件についてでございますが、お手元に予算についての123ページをお開きいただきたいと思います。資料として巻末にいろいろつけておりまして、ちょっとごちゃごちゃして恐縮でございますが、こちらは今年の税の動向の資料でございます。合計で今年101億円伸びておりまして、率で申し上げますと、今年法人市民税でございますけれども、伸びが個人の市民税と並んでかなり高うございます。15.1%ということでございまして、感じといたしましては、非常に18年度予算を編成するに際しましては、

市民税の伸びというものについてかなり最近の景気の回復を反映したような形になっているのかなというふうに考えているところでございます。

ただ、固定資産税につきまして、都市計画税もそうなわけでございますが、来年度と言いますか、18年度評価替えの年に当たりまして、昨今いろいろと地価の動向については報道もされております、一応評価額としてはマイナスということになっておりまして、その辺のところは若干のマイナスもございまして、それを現在のところ18年度は上回るような景気の伸びということでございます。やはりそちらにつきましては、これまでも市の方針といたしまして、税源関与というような視点でのさまざまな施策も打っておりますので、そういうようなものもやはりこうした法人税の伸びに、単純に景気の回復というだけではございませんで、あらわれているのではないかというふうに評価しているところでございます。

小林財政課長

ホームレス対策につきまして、お手元の資料の予算の方の32ページにホームレス対策の予算を掲載させていただいております。32ページの上の段です。「明るい町づくり対策事業」ということで名称をつけさせていただいております。32ページです。先ほど予算の説明の中で緊急援護事業から自立支援事業というような、ホームレス対策についても事業の転換を図るというご説明をさせていただいております、今回ここにあります、二重丸で書いてあるのが新規事業なんです、ホームレス自立支援センターの開設、それから公園ホームレス自立支援施設の開設ということで、新たに施設を2カ所オープンさせます。予算的にもこの右側に記載させていただいておりますが、5億8,300万円余を計上させていただいております、前年度予算、右側ですが、それと比較いたしますと、約2億円の増額をさせていただいております、このホームレス対策についてもその事業の手法を展開し見直していくとともに、予算的にもそれに対応する形で計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

木村都市経営部長

放置自転車対策でございますが、放置禁止区域の指定をかけた場合にはどうなるかということなんです、放置禁止区域の指定をかけていない場合でございますが、そうした場

合については、自転車が放置されていても、自転車の強制的な撤去が3日間の警告で自転車が撤去できるということで、実質、駅の周辺においては、3日間警告しても毎日通勤、通学で利用されている方がいらっしゃるということで、ほとんど効力をなしてないといった状況が見受けられます。ただ、禁止区域に指定することによりまして、放置というのは自転車から離れて自転車を動かさない状態、これが放置ということで、もうその時点で撤去ができるということなんで即刻撤去ができるということになります。ただ、手法としては、買い物をされている方もいらっしゃる、そういったことも考えられますので、1時間警告して自転車を撤去しているといったことです。そういった意味では強制的な撤去が促進できるということです。これは放置されている自転車をすべて撤去するというわけにはいかない、啓発的に撤去しているというようなことで、放置の対策に対してはそういった効果を期待しているということです。

罰則なんです、これは罰則は特にはありませんが、撤去されること自体が、撤去した自転車については撤去保管料として2,500円をいただくことになります。ですから、自転車を撤去された方は保管所まで、保管所はかなり不便なところに設置されている場合が多いんですが、そこまで行っていただいて、2,500円を払っていただいて自転車を返していただくと、かなり負担になるということになると思いますが、そういったことでかなり啓発的な意味が期待できるというようなところでございます。

以上でございます。

井上委員

すみません。もう一つよろしいですか。時間ないですか。よろしいですか、すみません。

条例って、よくたばこのポイ捨て条例ですか、あれを伺うんですが、いまだにきれいにならないんですね、どこの道、道路を歩いても。その条例というのはどういうふうになりますでしょうか。ついでに説明していただけたらありがたいと思いますが。

曾禰総務局長

たばこの場合、いわゆるポイ捨て禁止の条例というのが、今、既に川崎にございまして、これは駅周辺みたいな美観なんかの観点からそれを禁止しているところがございます。もう一つ、今度4月からやるうとしていまして、歩きながらたばこを吸ったりすると、人通りが多いところだとちょっとぶつかったりしたときに非常に危険性もあるということで、

路上喫煙の防止という条例も今度新たに施行させまして、これもやはり駅周辺ですとか市役所前のあの通りなんていうのは、千代田区なんかでやっているのと同じような路上喫煙の禁止になってきますけれども、いずれにしてもたばこを吸う方については、そういう趣旨を十分まず理解をしていただくということと、一般の市民の方が迷惑をかけていたりして、例えば、あなた、ここでたばこ吸っちゃあいけませんよなんていうのを今まで注意しても何の制度もないと。何だ、勝手に言ってなんていうんで注意した方が何か言われたりしかねないというような部分がございますので、今度そういう条例で規制をすることによって、一つはそういったことを、むしろ注意する方の人の権利というか、行動を守れるような仕組みの一つはしていきたいということと、もう一つは、吸うのと捨てるのと一連の行為ですので、重点的なキャンペーンみたいなのをきちんとやって、その間についてはもう取り締まりもして、場合によっては過料なんかもとれるような制度になっていますので、そういうのを何度か繰り返しながら、やはり人の多いところではたばこを吸ってはいけません、捨ててはいけませんという趣旨を、4月以降、区役所なんかと連携しながらやっていくということにしています。

辻座長

これは条例ですから、法律の範囲内で定めるということになってまして、条例ですから、法律と同じように、例えば禁錮何十年とかはできないんですよ。したがって、非常に今までは禁欲的に過料を課してなかったりする場合がありますんですけど、最近は自治の中で自治体で責任を持ってつくって法律の範囲内のできる罰則についても設けていこうと、その趣旨に即して一段と清めていこうという流れでやっているということですね。

はい、それでは、見目委員、お願いします。

見目委員

お時間ありませんので簡潔に話ししたいと思います。まず、全体的には各委員がおっしゃっているように、とてもよく頑張られておられて川崎市民としてうれしい限りです。まず御礼を申し上げます。

それを踏まえて6つばかりちょっと確認したいと思いました。まず第1点は、扉に阿部市長の考え方というタイトルのもとにお話が、「次の点を基本に」という、次の点ってどれなのかなと分かりにくかったんですけど、3点だということが分かりました。この辺

は明確にさせていただきたいんですが、この3点と、次の目次と、それから1ページの「かわさき再生テイクオフ予算」の内容と、各事業7事業がどういう並びで出てくるんだろうと思いつつ、新幹線の中で一生懸命勉強しました。非常に分かりにくいです。最初が「かわさき再生テイクオフ予算」、次の基本3点、行革して頑張った、その効果を小児医療等と、こういうところにお金を使う、いいですよ。それから、2つ目が、「川崎再生フロンティアプラン」、これは集中改革プランの3ページの参考の図の左のことですね。このことが急に飛びます。それから3つ目が自治基本条例に基づく云々、これが基本だというふうに書かれてありますと、私ども普通の頭を持った市民としては、基本がどう流れてくるんだろうとってしまいますよね。そうすると目次は、最初の1ページの扉、「かわさき再生テイクオフ予算」で出てきているものを、各項目別7項目、新総合計画の7項目に照らし合わせて、分類、私一つずつ入れてみましたの。いろんなことがもやっと書いてあって、ここが非常に残念ながら分かりにくい、これを明確にいただけると、市民の方が見て、ああ、こういうねらいで、目玉はこれで、ねらいはここで、それがこういう目次に沿って説明されるんだというのがまず分かるんじゃないかなと思いました。その点をぜひご検討いただけたらと思います。

それから2つ目、先ほどのご説明で、参考の資料の2のところの76ページ以降、「行財政改革プラン予算への反映」というところを、とても分かりやすくご説明していただきました。これはとてもいいと思うんですが、そのことと、先ほどの私はあくまでも集中改革プランとのリンクで予算を見ておりますから、この第2次の行革プランの反映の話はこれで分かるんですけど、「川崎再生フロンティアプラン」のこれに対する7項目全体への反映というところでは、ご説明はなく、唯一あるのが113ページでしたかしら、113ページに7つの項目、予算、トータル云々、それから目次に沿って、また今度重点が下に出てくるんですね。その前に13ページ以降、参考の前の13ページ以降に、7プラス1で8本柱でこういう事業をやりますよ、それから最後の1が行政を支えるその他の事務事業というのになります。その文言も113ページと若干8番目が違いますなど、この辺がちょっときちんと理解しようと思うと、システムティックになってないところが、残念ながら、数字のレベルではなくて、整理のレベルで混乱、混線しておられるような印象をかなり感じました。これをちょっと分かりやすく行革プランを反映して、それからもちろんな密な関係になっていますと言っている「新総合計画・川崎再生フロンティアプラン」のこういうところも大まかに反映していますよというのが、本当に少しの文章

でいいと思うんで、そういうのがあるとちゃんと反映しているんだなというのが市民には分かりやすいと思います。

それから、参考の113ページとこの本文の方の13ページ、これが対応しているんですね。先ほどは2のところの行革プランへの反映のところだけのご説明で、この13のテイクオフの方でしょうか、フロンティアプランのこれは、13ページ以下のトータルのところですね。トータルのところが額は後ろに出ている、前は個々の事業費目、私会計の正式名称を存じ上げませんが、それがここに出ている。なんかこの辺もすごくちょっと分かりにくい。普通はトータルどうなのかなと思ってから、個々にこうなのかなと、普通は高いところから低いところに水が流れるように理解するのが普通だと思います。この辺もちょっと分かりにくかったところが3つ目で、それから4つ目は、これはとても気になることなんですけれど、これは社会全体で今都市と農業のあり方ということをとっても考える向きが多くなりました。これについても、川崎市では例えば本文の48ページのところ、環境のところをリンクして経済局の方の予算措置があり、かつもう一つ、活力に溢れる産業のところ、51ページの方で農業に関する云々、非常に頑張っているやろうとしておられる、これ見受けられます。ですから、もう少し都市と農業のあり方、食育のところ、人づくりのところの基本線とも関係するので、この辺をぜひ、事業を立てるときに、もうちょっと食育ということに力点も置くような事業化のことも今後ご検討いただけたら、私は教育者の立場としてありがたいなと思っているのが4点。

それから、5点目は大したことではございません。せっかく阿部市長が音楽のまちということをおっしゃるので、何か予算の処置の中で、例えば60ページに新しい「ミュージアム川崎シンフォニーホールの運営」など予算計上はかなり額が多くどんと載っておりますけれども、もうちょっとこういうところが、音楽のまちというのが、この予算の中で個々に見ないと見えないというのがちょっと残念だなと。メリ張りが、音楽のまち、次、読書もまちも書いてあったり、スポーツとか、何でもいいのかしらと思ってしまうので、もうちょっと音楽のまちということをちょっと大切にアピールしたらいいかなものかというのが5点。

それから6点目は、皆様がおっしゃったように区民会議のあり方、持ち方。これは重複しますのでもう申しません。

最後の7点目でございますけれども、阿部市長の最初の扉の「平成18年度予算の考え方」のところ、十分、2番目の基本政策として、25ページを見れば分かるように高齢

社会への対応というところはかなりきちっと予算措置がなされておられます。だけれども、この扉のところでは、やはりこれはこれからの高齢ということに関する川崎市として云々というところがあってもいいと思うんですね。だけど、この扉のところには残念ながら、少子化対応のところはきちんと出ておるんだけど、高齢化に対してもこういうことをちょっとというのが、私はこれ作文のレベルで、だから最後に申し上げたんですけど、やはり少子と高齢に関して川崎市は18年度予算というのをどんなふうに重きを置くかというのを、1行ぐらいちょっとあっても、高齢化という言葉がないのはどうでしょうかしらと、ちょっと感想です。

以上、7つばかり申し上げました。

辻座長

今挙げられたのうち最初の3つは、比較的最初のところの考え方の記述のところに分かりづらいという点と、それから特にフロンティアプランと行革プランのこの立て方のところですね。これは少し表現の問題というよりも本質的なこともあるかもしれませんが、それから全体の数字が後で出てくると、この点について3つまとめてひとつお答えいただいて、それからあと、いずれも書き方が問題ですが、食育関係ですね。農業関係のところの記載の仕方、それから音楽のまちの記載の仕方、それから、あと高齢化という文字に関する点と、この3つについて、では簡潔に事務局の方からご説明お願いします。

秀嶋財政部長

最初の3点まとめてでございますが、確かに委員ご指摘のとおりと言いますか、ざっと並べて書いたときの前後の突合と言いますか、クロスさせていったときにそこは混線しているというところは、確かに委員のご指摘のところもございまして、これは予算については毎年実は本市でつくっているわけなんですけど、若干今年その辺いろいろと他都市の事例なんかも見ながら取り入れたりいろいろとやってみたところで、まだ正直申し上げまして、委員の先生方の合格点に達してなかった点というのは、やはり今ご指摘のような形であるのかなと思っておりますので、やはりこういうものについては、市民に対して分かりやすく予算を発表していく道具と言いますか、最初に発表するときにつくる資料でありわけでございますけれども、今言ったように読んでいてはてなマークがつくようなものというのは、やはりそういう面でまだ発展途上のものかなと思っておりますので、やはりこれ、来年度以

降もこういうものをつくる際には、委員のご指摘のような点も十分ちょっと留意した上でつくっていききたいかなというふうに考えておるところでございます。

あと音楽のまちの件でちょっと申し上げますと、ぐじゃぐじゃ書いてしまったという点で、102ページでございますけれども、後の方にまとめて「音楽のまち・かわさき」推進のための事業という形でちょっと持ってきてしまった関係で、やはりそういう面で見づらかったのかなと。例えば委員から指摘がありましたので、例えばそちらの間のところの資料の中で、例えば巻末であるのであれば、ちょっとまたこちらの方を参照とか、つけるというようなこともちょっとあるのかなというのを、委員のご指摘を聞いた上で考えたところでございます。

私の方からは以上でございます。

曾禰総務局長

先ほどの1つ農業の関係のところでございますけれども、確かに農業については産業としての農業の部分と、それから環境としての農のある風景を含めて守るという部分と両方ございまして、今の予算立てについては、それぞれの科目に入っているというところもございまして、今のフロンティアプランの中でも、両方のところがかぶって書いているような部分もございまして、今こういう書き方になっていきますけれども、やはりそれぞれお互いにリンクして、あるいは人づくりのことも含めた対応は必要だろうというふうなことは考えているわけですので、今後のまた計画づくりのときに、その辺どういった形でリンクさせていけばいいのかなということは考えていきたいと思っております。

それから、少子化についての冒頭のメッセージのところですが、特に18年度予算の場合は、行革の成果を市民に還元する第一弾として、特に今のこういう厳しい少子化の状況の中で、重点的に小児の医療費の問題ですとか、私立に通っている幼稚園児の方なんかの部分について、重点的にという部分もあって、特にその背景にある高齢化というのを全く力を入れてないわけじゃなくて、先ほど先生ご指摘のとおり、いろんな形で強く入っているわけですが、そちらをメインに押し出していますけれども、これについてはいろいろどういうふうな形でメッセージを発するのが、より市民にその辺が伝わるのかということ、今後いろいろこういう中で勉強していきたいと思っておりますので、またいろいろとアドバイスをいただければと思います。

三浦総合企画局長

先ほどの一つ、フロンティアプランと、それから行革プラン、そこら辺の関係ということで、今回、先ほど財政局さんから、予算についてというのは新規事業とか、拡充事業というか、新し目のところを特出しをしてやっているという都合があって、項欄で言えば、全体像を示して、それから個別の新しいところという部分があるかと思えますけれども、ちょっとそういう趣旨でつくられている資料ということで、前段の実はフロンティアプランというのは、これは本文なんですけれども、全部で川崎がやっている一般会計の事業から水道、交通の企業会計の事業、それを10年間を見通して、その中で3年間の実行計画ということで、川崎市が行っているすべての事業をこの中で網羅してあるという、そういう計画書なんです。それに基づいて、先ほど委員からご指摘いただきました、113ページがある意味総括表になっていまして、ここでお約束した7つの政策ごとに、それぞれの政策ごとに、今回のこの計画額ではちょうど2番目の列になりますけれども、1兆370億円ほど予定をしていた部分で、實際上、今回の予算編成では1兆200億円、こういったような形で大体計上されています。その中で特に7つの柱ごとにやっていますけれども、その中で川崎市が取り組む重点として、またここも分かりづらいところなんですけれども、こういった安心・安全から、それから市民自治というような形で、すべての事務事業だとまたこれも網羅的になり過ぎるんで分かりにくいので、その中から特に川崎が重点的にやっていく事業をセレクトしたのが重点戦略プラン、それを9つほど分類したと。

この予算の説明書については、先ほど財政局から説明があった9ページが、その重点戦略プランについて主に取り組んだ課題を特出しをしているということと、それから13ページが、その7つの柱ごとにこういったところ、新規・拡充事業を中心として整理しているという、そういうつくりになっているので、なかなか初めて見た人がその場で本当に分かるかどうかという、ちょっと分かりづらかったところがあるかなというふうに思っていますので、そこはまた19年度版については、また財政局さんなんかと相談させていただきながら、分かりやすいような形でいきたいというふうに思っています。

以上です。

辻座長

今、説明がありましたけれど、集中改革プランの3ページの参考のところ、フロンティアプランと川崎市の行財政改革プランの簡単な図が出ているんですが、ほかの指定都市

ですと、財政は財政、企画は企画、総務は総務で特に連動させずみんな我が道を行くと、それじゃあいけないということで、今回は財政はけなげにフロンティアプランについては財政フレームをつけ、川崎市行革プランについても反映はつくったと。ところが、フロンティアプランと財政改革プランについては、もちろん連携はしているんですけど、立て方が違うので、それで一度に分かりやすく載せると分かりやすく、違う項目が出てきて、それぞれはうまく反映しているんだけど、結局何も前提を置かないで読んだらわかんないじゃないかと言われれば、言われたとおりですね。両方の計画を私が作っていたんですけど、何をやってたんだということかもしれませんけど、ただ、これはやっぱりやっと今回こういうことがよくわかったので、多分今後はもう一段進んで、この連携をもっと分かりやすくつくっていかなきゃならないということじゃないでしょうか。

はい、それでは、野村委員、いかがでしょうか。

野村委員

阿部市長になって、行財政改革5年目に入ったんですけど、今日の予算編成を見ても、目的である活力ある魅力あるまちづくりに、結果として財源が回る状況になってきたというのはお互いに喜び合いたいというのがあります。

それと、市民と接するバス等の現業の皆さんとか、あるいは窓口業務の皆さんも、まだすべてじゃありませんけれども、かつてよりはかなり本来の接し方として適切な方向に向かっているという声も聞いています。引き続き意識改革を徹底して進めてほしいというふうに思います。

それを前提にしながら、少し今、当局で持たれている感触等々もお聞きしたいと思います。一つは、組織改変で局・部・課相当削減をしましたけれども、スタート時に縦割り行政とのかかわりできちっと横通しの風も、その一環としてそういうことを進めた方がいいんじゃないかということがありましたけれども、相当数進めてきた結果、そうした意識というのはどういうふうなポジションなのか、ちょっとお聞かせをいただきたい。

それと、職員の削減の関係は国とのかかわりで22年まで一応目標が示されているわけなんですけれども、特殊勤務の関係についても、スタートの55から26まで減らしてきたと、大変な努力だなというふうに思いますけれども、まだこれは進むということなのか、大体もうほぼ限界という感じなのか。

それと社会環境の変化で、施設の再構築、それと受益と負担の関係だとか、相当やって

まいりましたよね。これもまだ道半ばという感じなのか、少し今持たれているイメージがあればお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

曾禰総務局長

今の1点目の野村委員の局・部・課のいろいろ整理をしてきていまして、おっしゃられたように職員の意識改革というのは非常に大事だと。例えば、それぞれがタコつぼにこもっちゃって、これ以外のことは自分は知らないよと、これは本庁と区役所でもあり、本庁の組織同士でもあるということ、まず基本的に変えていかなきゃいけないという意味での組織の見直しというのが大事だろうと思っていますし、その中で先ほどちょっと話も出ましたけれども、区役所と本庁とのいろんな関係の見直しについては、従来から一歩進めて、4月からは総合企画の方に少し区行政改革の実行部隊、リード役を置いてやっていこうとか、あるいは子供関連施策について、昨年から区役所にそういう子供支援なんかを置いたりしましたけれども、さらに一歩進めるために、健康福祉局などに子供事業本部という局長級の本部を置いて、そこに子供関連施策を統合してやっていこうというようなことを通じながら職員の意識改革を図るということと、もう一つは、前回のときもお話ししている新人事評価制度、この中では、やはり何を組織の目標としてやっているのかというような、ここのフロンティアプランで書かれているようなことが全体の目標で、それぞれの局なり課の担うべき役割は、その中でのこういうポジションなんだという、まずその辺の意識をきちっと据えつけて、市民の側を向いて職員が仕事に励むと、その目標達成がイコール市としての組織目標の達成につながるというふうな形での職員の意識改革をしていかなきゃいけないと思っていますし、そのための組織の見直しというのは今後も引き続き必要だというふうに思っています。

それから、手当の見直しについては、さっきおっしゃっていただいたように、かなり大幅に特殊勤務手当等については見直してきているわけですが、これで終わりということではもちろんありませんで、いろいろさらなる状況の変化等も踏まえて、引き続き見直しは継続をしていくと。その中で社会経済環境の変化とか、あるいは市民の皆さんの意識から見て、もう特殊な勤務と言えないだろうというふうな部分もまだまだ残っている部分については、さらに見直したいということと、従来見直してきたのは、ある意味、その業務については特殊勤務と認められるようなものでも、そういう職場に配属されるとみんな

ながもらえるというようなことではなくて、その中でもさらにそういう特殊な業務に従事した日数なりに応じた分だけ払うとか、そういったことでの見直しも進めてきておりますので、これについては引き続き見直しに取り組んでいきたいというふうな考えでおります。

野村委員

縦割りとのかわりちょっと聞きたかったのは、あれだけ局・部・課を見直しをしてきて、結果、局間でまたがっていたというものを再編統合して一つに整理したとか、そういうのが結構あるのかどうかということも含めてちょっと。

曾禰総務局長

そういう意味では、例えば子供の関係なんかについても、例えば市民局でやっていたり、区役所でやっていたり、健康福祉局でやっていたと。そういったものについては、今後子供事業本部という中で1本の司令塔のもとにやろうとか、区役所改革についても、今まで区が担う部分と、それから総合企画の方で区民会議なんか担った部分と、市民局で実際の実務を担っていた部分がございますけれども、その辺についても、今度総合企画の方にメインの中枢部を置いて、そこで1本のもとに各局との連携を図りながら進めていきたいというふうなことでは、第一弾の見直しを今度18年度からやっていこうと。そういう中で、やはり職員の意識を変えて、市民サービスの向上につなげていきたいというふうなことを考えております。

野村委員

多分再構築の中で包括性を得てある感じがしますからね。

辻座長

それでは、加藤委員。

加藤委員

本当に今日はありがとうございました。いろいろ資料をつくられているご努力はよく分かるんですが、その資料をせっかくだっておられても、なかなか市民の側に伝わってこないという部分が残念であるなと思っています。

というのは、やっぱり、今、世の中ブランドが大事です。先ほどあったように川崎市の持っている魅力が何だという部分があるんだというところがいろいろあったと思うんですが、それが市民に伝わってこないと余り効果がないんじゃないかなと思っています。

そういう観点から、先ほど見目さんから、辻さんからあったように、この今回の予算のいろんな切り口があると思うんですけれども、これは行財政改革委員会とするならば、この予算に対して、どういうふうに見ていった方がいいんじゃないかという部分の視点のご説明をしていただいた方がよかったのかなと思っています。

また、今回いただきました集中改革プランの3ページの表にこういうまちにしたいんだと、その中でこういう改革をやっているんだと、その部分のポイントを集中改革プランで、これは予算の中にこう反映されているんですよという部分のご説明をいただくと、私自身は少し理解がしやすかったんじゃないかなと思っています。

そして、あといろんな重点項目のいろんな数字の羅列があるんですが、そのボリュームがどんな効果があるんですか、細かいこといっぱい、単位が違う数字が羅列されておられますとイメージがなかなか沸きづらいんで、これがどのくらいの、やはりインパクトがあるかという部分を、何かしらご説明をいただければよりわかったんじゃないかなと思っています。

私も専門ではないんですが、今回の予算を拝見しますと、義務的経費については、これはいかんともしがたい、阿部市長の改革でさまざま行革が進んでおると思うんですけれども、新しい魅力あるまちをつくる観点からすると、投資的経費があると思うんですが、これがやはり何のために支出されて、どのようなイメージを、市民にちゃんとお伝えをするかという部分が欲しい。805億円も年間お使いになっておられますから。

以上です。

辻座長

どうでしょうか、今の点について。

小林財政課長

ご指摘いただきました、まず予算のこの説明資料の提供につきましては、先ほど財政部長からもご説明させていただきましたように、我々もいろいろ試行錯誤をさせていただいております、今回つくるに当たりまして、総合計画の施策体系と、いわゆる予算書に

は款別と言いますか、もともとの予算の系列の流れというのがありまして、それで我々はこれまで予算編成を事務的には進めてきました。今回、総合計画をつくって、その計画事業費をまず置いてあって、それに今度は行革プランの方の財政フレームをつくって、そこに財源的な裏づけをつくったということで、言ってみればほとんど枠組みはできている中で予算を策定していったと。そうしたときに、実際の財源的な調整というのは非常に我々としては大きな課題でどんどん進んでいくわけです。事業の調整と財源の調整と、そういった調整をさせていただいて、それをどこにどういう形で表現させていただくかというのは、本当に我々も一生懸命考えさせていただいて、決してこれが、先ほど部長の方から申しあげましたように、合格点とは我々もなかなか言えないのかなと。まだまだ改善の余地があるなというふうに考えております。

それから2番目の、例えば金額をあらわすにしても、その金額がどういったイメージというのは、まことに本当に的確なご指摘でございまして、我々もなるべくこの中身の資料につきましても、例えば拡充した事業については、例えば10カ所が15カ所になりますといったような金額の増減は当然出ますが、その事業のボリューム感というものをなるべく明らかにできるものは表示していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

辻座長

それでは、ちょっと時間が過ぎましたけれど、最後の市長さんの方から総括的にコメントをいただければと思います。

阿部市長

本当に熱心にご議論いただきましてまことにありがとうございます。平成17年度の分は今日で最後になりますけれども、まだ委員の皆様方には引き続き、この委員会は年度途中で始まっていますので、まだ続きますので、またご意見をよろしく願いたいと思います。

おおむねこの内容についてはご理解をいただいたと思いますし、先ほど行革のどの段階に来ているんだというお話が野村委員からありましたけれども、最初第1次の改革が始まったのが平成14年、初年度でございまして、平成21年に減債基金からの借り入れというやりくりをしないで収支均衡という目標で始めておりまして、第1次の改革も14年、

15年、16年は過ぎて17年度第2次に入って、17年でございますね。入って1年が過ぎて今第2次改革の2年目、通算で言うと8年のうちの4年から5年に入るところに来ているところですね。ですから、改革のスピードについても大体そういうスピードになっているわけですが、当初、私自身がやろうと思って予測していたものよりはスピードが速まっております。それは行革効果の金額が予定より上回っていることで証明されておりますし、それから職員の削減数についても予定より上回っているということでございます。

始まったときは、まだ大阪市みたいな問題が出てきておりませんでしたので、大変掘り起こしながらやってきた過程があるんですが、途中から大阪市が出てきたので、やりやすい面とやりにくい面が出て、大阪市は急に出てきたんで、ばさっとやっちゃったわけですね。実際にどこまでできるか分かりませんが、そういう話で。川崎市のやり方は、例えば特勤手当なんかでも全廃するにしても、2年後にこれは廃止、3年後にこれとこれを廃止というようなタイムスケジュールをつくって、そして組合の皆さんの理解を得ながらやってきているものですから、実は今年あたり効果が出てきている、例えば昇給ストップ年齢ですね。何年か後に何歳でという具合に約束してきているものですから、ですから今年年齢引き下げになったのは、実は3年前から4年前に約束してやってきているものですね。実際にこれからやるのは給与改定で、給料表の見直しで、ラスパイレス指数が高いと言われているものは平成19年で見直すという計画で進めて、これも計画に書いてあるわけですね。そのかわり、網羅的にやるべきものがみんな網羅しているのは、マスコミの皆さんに非常に分かりにくいやり方で、毎年毎年いつの間にか改革が達成されているというので、成果が出てきて数字が出てきているということですから、マスコミ受けの最もしないやり方でやってきているわけですね。そういう意味では、私は改革をやってきて随分損をしてきたなと思っているんですけども、着実におかげさまで進んでいます。今日のご意見、その中身について評価していただいたというのは、そういうことだろうと思います。ちょっと見たら、こんなにやっているのかという具合に理解していただいたのではなかろうかと思います。しかし、手を抜くことなく引き続きやらないといけません。

今回は国との関係で、全国比較のために5年の計画、集中改革プランということで発表するという、最初の出だしが、こっちではもっときちっとやっているよと。何を今ごろ国の方で言ってきているんだというような発想があって、もうとっくにやっているの、ちょっと焼き直しして、国に出してよそと比較できるというような感覚でつくったものを前回に出したものですから、分かりにくいと。根っこの方のところが分かりにくい、総合計

画との関係はどうだというおしかりを受けた原因でございます。

しかし、今回こういうことでご理解いただきまして、この委員会というのは、改革の中身についてこれでいいのかどうかということをご意見をお伺いするものですから、これを市民の皆さんに分かりやすく説明して発表するというのは、また次の段階で別の問題でございます。実際にやっている中身がいいかどうかをここで判断していただいて、それをもとにして我々は実行していきますと、成果を出していきますということでございます。その点について評価いただいて、表現の仕方についていろいろとご意見をいただきまして大変参考になるんですが、実は、特に見目先生から、体系的にどういう具合に整理してというのは、あの分厚い総合計画の方、あれは全体を網羅的に出しているし、それから時系列で10年計画でやっていますので、1つの事業でも単年度で見るわけにいかないですね。5年なら5年で1つまとまった塊になっているわけですから、ですから、そういう単位で扱っていかないと体系は見えてまいりません。

したがって、今回の予算の説明については、考え方、今回の考え方の大きくくりとして、行財政改革はちゃんとやらないといけないよと。それから、新総合計画に書いてあることは特に前向きの施策を推進するという意味で、これは非常に重視しないといけないよと。それから、市民との関係で市民のために行政をやっているわけですから、だから市民本位のまちづくりと区役所分権とか、これは枠組みづくりだから総合計画と同じぐらいの大きなウエイトだよというので、重点に3つ出しているわけですね。

ですから、今回の予算でそれがどういう具合にあらわれているかというのは、一つ一つは具体的には対応しておりません。みんなそういうような予算を計上したり、1つの事業の中でそういう考え方を取り入れたりということで、1項目1項目の予算、審査のときにそれが入っているだけで、体系的に整理するとしっちゃんかめっちゃんになっちゃいますね。物すごく複雑に入り組んでいるわけで、1つの事業の効果は5つとか6つにまたがって出てくるわけですね。ですから、どこの切り口でやっていくかというのは非常に難しいんで、短時間で整理するのは難しいし、時系列でやるのは難しいものですから、総合計画の枠の中に予算を入れて、ここでこういう具合に入っているんだという具合に見ていただくと、全体の体系が初めて分かる。そのかわり600ページ読んでいただかないといけないので、大変な作業になるわけでございます。

それから、音楽のまちは、102ページの方に、そういうことなものだから、せっかく力を入れているんだから、音楽のまちぐらいはちゃんと特出ししておいた方がいいよと。

それから、それぞれ項目特出ししているのは、そのとき思いつきで、これは市民の皆さんにもわかっていただいた方がいいよというのでぼんぼんと飛び出しているんで、飛び出したもの同士の体系はないんですね。ですから非常に分かりにくかったかなと思うんですが、マスコミ的にスポット的に見ていくとよく分かるという、そういう流れになっております。

それから、高齢化対策と子供対策なんですけれども、実は川崎市は高齢者対策は非常に手厚いんですね。だからこれを宣伝するというのは今までやってきたことで、むしろ今予算を削っているようなところを宣伝する形になって非常にやりにくくて、子供施策を強化しようと思って保育所を伸ばしていく、あるいは幼稚園の保育料補助を伸ばそうというときに息切れしちゃって金がなくなっちゃったというのが実態なんですね。ですから、子供施策に金を回して、それを伸ばしていくというのは、まさしく今までできなかったこと、できなかった川崎市政への決定を補充している形になって、非常に重要な施策ですね。ですから、高齢者対策は後ろの方に隠れていても、これは従来この根っこの金が非常に大きくありますから。子供施策は新しいのが出てきて、これが表に出ているというのが本音なんですね。だから、そういうようなことで、予算を審査したとき、そのとき、そのときの考え方が実に見事に出ているものだというふうに理解していただきたいと思います。全体の体系としては、高齢者対策もちろん重要ですし、ですから、そのうちでもシニアの能力開発だとか、能力活用だとか、団塊の世代の方々が地域に帰ってきたらうんと活躍してもらおうとか、そういうものの芽出しをやっているわけです。

それから、あとは子供関係では、学校の話は出なかったんですが、子供、子育て保育所やその他のほかに、やっぱり子育てという学校が一番大きいわけですね。ですから、学校は教育委員会で完全に縦割りの系列になっているんですが、これも区役所で1回絞って、結局住民から見ると子育てがどうかということですから、だからそういう形で区役所で一たん絞って、教育委員会は教育委員会で専門的な立場で、縦割りでも入ってくるし、区役所経由でも入ってくるという形でやる。区役所のところで子供ということで一括して体系的にやるような仕組みにしていけば、みんな学校の問題でも子育て全般、区役所で相談しながらやっていけるじゃないかと。高齢者の方が参加して子育て支援していただく、そういうのもできるじゃないかという考え方をつくってきているわけです。ですから、区役所中心にして子育て支援を強化していこうと。そこで相互化しよう、こういう考え方ですが、今これ始まったばかりで2年目なんですね。1年終わったところで、これから2年目に入るんで、これからだんだん姿が出てくるだろうと思います。

学校のあり方そのものについても、こんな土地の値段が高いところであれだけの膨大なばかでかい施設をあかしておく時間もったいないんですね。中原の消防署の問題もそうなんですけれども、あれだけの空間をあかしておくのがもったいないので、できるだけ歩いて5分とか10分ぐらいの人たちが管理するような仕組み、つまりコミュニティスクールですね。そういう形にして、先生方は遠くから通ってくる、専門性が大事ですから、月曜日から金曜日まで来て、課外授業があるときは休みに来て、とにかくみっちり授業を中心にしてもらいたい、部活動とかそういうものを指導してもらいたい。そういうふうに特化して、徹底的にやってもらいたい。そういう考え方で学校施設のフル活用をこれから進めたいと思って、今度新しくできた4月1日から開校する土橋小学校、鷺沼プールがあったところですね、これはコミュニティスクールとしてやっているわけです。いろんな施設について外から市民が利用できる、学校の人も利用できるという、両方から利用できる仕組みにして、コミュニティ管理という形でスタートするわけですけど、そんなような考え方もやっているんですが、ただ、全部べたっとできませんので、とにかく1つ、2つモデルをつくりながらやっていくというやり方なんで、まだはっきりした成果が出てこないんですけれど、これが3年ぐらいたつと少しずつ姿が見えてくるだろうと思います。

そういうような工夫がいっぱい入っておりますので、いずれそれぞれの施策の形が見えるようになったときには、体系的に、この流れについてはこれが成果として出てきて、これはこうだというのが出てくるだろうと思います。ですから、毎年毎年はとても作業として大変ですので、何年かたつたところでそういう形の整理、総合計画に対応するような形での整理をして、分かりやすく市民の皆さんにお示ししたいなと思います。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ちょっと長くなりましたけれども、ありがとうございました。

辻座長

すみません。これまた今日も時間がちょっと延びてしまいましたが、これで議題を終了したいと思います。

では、議事進行を事務局にお戻しします。

大和行財政改革室主幹

辻座長さん、本当にありがとうございました。

また、委員の皆様方にはさまざまな観点から貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

最後に事務連絡をさせていただきます。本日をもちまして平成17年度の委員会は終了となりますが、平成18年度におきましても、今年度と同様に3回程度の開催を予定しております。次回の委員会につきましては、今のところ改革の進捗状況報告などを議題に、7月に開催をさせていただくという予定をしております。詳しい日程等につきましては、また別途お知らせをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

これをもちまして平成17年度第3回行財政改革委員会を終了いたします。長時間にわたりましたありがとうございました。